

vol.
76
2023.11

<https://www.scrum21.or.jp/>

すくらむ

かわさきの男女共同参画情報誌



女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～11月25日

女性に対する暴力撤廃の国際デー

今年 7 月、性犯罪にまつわる刑法が改正されました。

新たに導入されたのは「不同意性交等罪」。従来の「強制性交等罪」と「準強制性交等罪」が統合され新設されました。

この他にも 4 月には DV 防止法の改正や、芸能業界における性暴力がニュースに大きく取り上げられるなど、性暴力や性的同意に関する社会全体の注目度が高まっています。

明治時代から変わることがなかった性犯罪刑法が約 110 年ぶりに改正され話題になった 2017 年。残された課題が今回の改正ではどのようにアップデートされたのでしょうか。そして、そこにはどんな意義があるのでしょうか。

これまで女性に対する暴力と闘い、声を上げ続けてきた弁護士の伊藤和子さんにお話を伺いました。

🎤 110年ぶりの改正となった2017年の改正から6年。今回の改正はなにが大きく変わったのでしょうか？

今回変わったのは、主に次の 3 つ。

・不同意性交等罪の導入

→ 暴行・脅迫などを要求していた構成要件を改訂し、罪名も「不同意性交等罪」とした。地位関係性に基づく不利益を憂慮した場合も規定に盛り込まれた。

・同意年齢の引き上げ

→ 13 歳から 16 歳に変わった。ただし、13 歳以上 16 歳未満の者への行為が犯罪となるためには、5 歳差要件が課されている。

不同意性交等罪の導入、同意年齢の引き上げ、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入は、2017 年の改正時にも求めてきたものですが、当時はそのままとなり課題として残ってしまっていました。

なかでも不同意性交等罪。これまで強制性交が認められるには「暴行」や「脅迫」、「抗拒不能」等を証明することが刑法で要求されてきました。実際には、暴行や脅迫がなくても様々な理由から抵抗することができないケースはたくさんありますよね。しかし、この暴行・脅迫などのハードルの高い要件を満たさない限り、被害にあっても法律的な救済が難しかったのです。そのため泣き寝入りをしなければいけなかった被害者たちが本当にたくさんいました。

性犯罪刑法改正の経緯

明治時代
～2017年

「強姦罪」

2017年

「強制性交等罪」導入
(110年ぶりの性犯罪刑法改正)



主なPOINT

- 「強姦罪」→「強制性交等罪」
女性以外も被害者として認められるようになった
- 厳罰化→刑期の下限を懲役 3 年→5 年に引き上げ
- 非親告罪化→被害者の告訴がなくても起訴できるよう
- 監護者性交等罪新設→親子などの関係性を利用した性暴力の場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることに
- 3 年後に再度見直す付帯決議

2023年

「不同意性交等罪」
導入では…

Interview

弁護士(東京弁護士会所属)
ミモザの森法律事務所代表
国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ副理事長

伊藤 和子 さん

1994 年弁護士登録、以後、女性、子どもの権利、えん罪事件、
環境訴訟など、国内外の人権問題に関わって活動。



「社会は変えられる」というポジティブな確信

🎤 声上げても届かないことが多い中で、2017年から23年
にかけてステップアップしてきた点も勇気をもらいま
す。今回変えることができた理由は？

実は 2017 年の改正前、私たち法律家たちは性犯罪刑法
の改正について諦めているような雰囲気があったんで
す。なにしろ明治時代から 110 年も変わってこなかった
わけですし。しかし多くの人が粘り強く働きかけ続けた
おかげで改正が実現しました。「どうせ変えられない」と
いう諦めモードではなく「変えられる・変えなくてははい
けない」という強い思いが実現させた成果だったと思い
ます。

今回の改正に関しても「本当に不同意性交等罪を導入
できるだろうか…」と不安に思うことも多かったんです
よ。皆さんの後押しで実現できたことは本当によかった
し、声を上げることが社会の変化につながると示せたこ
とも、とてもうれしいです。

🎤 印象的だったムーブメントはありますか？

やはりフラワーデモですね。2017 年の最初の刑法改正
のあと、複数の性犯罪暴力事件が立て続けに無罪判決とな
るニュースがありました。それに対する女性たちの怒りが
草の根的に全国へ広がっていったのです。普通、デモとい
うと「のぼり旗が立って、有名な人がスピーチをする」とい

うイメージを持ちますけど、フラワーデモのようにごく
普通の人たちが自分の声で話すという形のデモがあれだ
け自然発生的に広がったのには感動しました。

🎤 被害を経験した方たちが自分の声で話すことで、社会の
空気は大きく変わったと感じます

どうしても、当事者でないと語れないことがあるんだ
と思います。たとえば今回の改正に向けた法制審議会に、
ご自身も性暴力サバイバーである山本潤さん（一般社団
法人 Spring 元代表理事）が参加されました。刑法の学者
が机上の知識に基づいて「性犯罪刑法はこういうものだ」
と語るのと、実際に被害を受けた人が語ることでまっ
たく違う。そのことをわかってもらえたのは、今回の改正
にも大きな影響を与えたと思います。

一方でもちろん、当事者の人だけを矢面に立たせてし
まうことは避けなければいけないとも感じます。でもよ
く考えてみれば、実は私たちの周りに当事者はたくさん
いるんです。声をあげスポットライトが当たっている人
を直接サポートするだけでなく、フラワーデモのように、
全国それぞれの場所から声を上げる。一人だけに声をあ
げさせない。これもまちがいなく
ひとつのサポートになりますよ
ね。一緒に語っていくことが大事
なんだと思います。



法律が変われば、社会のスタンダードが変わる

🎤 今年とは同意性交等罪だけでなく、DV防止法の改正もありました。このように法律が変わることは、社会にどのような影響を与えるのでしょうか？

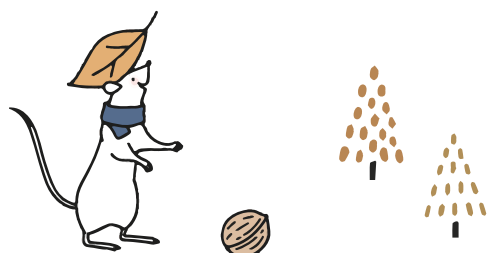
もともとDV防止法ができる2001年より前は「家庭内で暴力があっただけでは、法律上の離婚原因とは認められない」と裁判官から言われる時代があったわけです。でも今のスタンダードはまったく違いますよね。法律が変わり、それが世間に知られることで人々の意識の変化に繋がりました。法律というのは社会のスタンダードを変える大きなステップとなるのですね。

今回の性犯罪刑法改正では、性的同意年齢がようやく引き上げられました。最近、芸能界の未成年への性暴力が問題になっていますが、今回の法律ができたことによって「大人が16歳未満の人に性的な行為を行えば、それはただちに犯罪である」ということが一層明らかになりました。

また、不同意性交等罪となる事由として条文に列举されたなかには、地位関係に基づく不利益の憂慮という条項が入り、広く「経済的又は社会的関係上の地位」と規定されましたから、そういう意味でも「これは犯罪行為だよ」と明らかになりました。ある事件に関して議論を進めるにあたって、法律ができる前とは議論の前提が違う。これは大きな変化だと思います。

🎤 「性暴力の被害者は女性だけに限らない」というのも、少しずつ広まっていると感じますね

そうですね。これもやはり、2017年の改正が大きかった



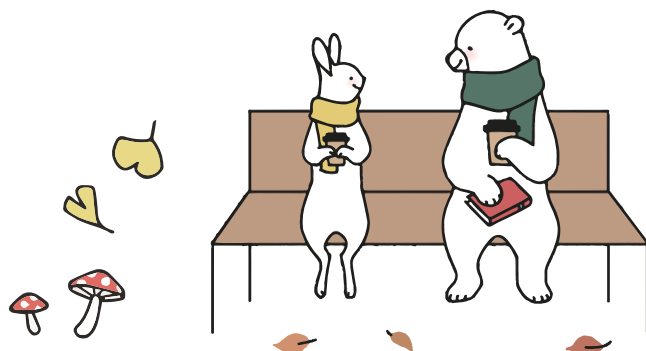
たと思います。



今回の改正で、日本の性犯罪刑法は「No Means No」、No という人に無理やり性行為をすることは犯罪である、性暴力という法律のスタンダードができました。今後さらに議論を深めて「Yes Means Yes」、積極的な Yes がなければ性犯罪である、というスタンダードにしていくことが必要だと思います。

そして、今回できた法律を運用していくなかで、足りない部分を補っていくことも大切です。たとえばスウェーデンでは「過失レイプ罪」という犯罪類型が導入されています。加害者側が「同意はあった」と思い込んでいたと主張する場合、No Means No 型だと「故意がない」として有罪とできない場合も想定されます。しかし、例えば交通事故であれば「わざと事故を起こした」だけでなく、「まちがって事故を起こしてしまった」場合にも過失の罪に問われますよね。なぜ、性犯罪については過失犯がないのか、という議論になります。スウェーデンでは、こうして過失犯処罰にも踏み切ったのです。

約5年後にはもう一度、今回の改正について見直しをするタイミングがきます。性暴力のない社会にしていくためには、これからの世代が育つ社会の雰囲気を変えていく必要があります。そして、さらに社会をより良い方向に変えるために、法律を変える。今後も諸外国の規定や運用などもリサーチしながら、皆さんと議論を深めていきたいと思っています。



伊藤和子さんが大切にしている 「社会を変えるアクションのポイント」

1 学ぶこと

不同意性交等罪の改正を目指すときもそうでしたが、自分たちが「この法律はおかしいから変えたい」と思ったとき、「とはいえどう変えていいのかわからない」ことは多いと思います。そんなときに、国際スタンダードがどうなっているのか、国連はどんな指針を出しているのかを知ることは大きな力になります。他国の法律と日本の法律を比べることもとても参考になります。自分の頭を整理することもできるし、それが他の人への説得にも繋がっていくので、学ぶこと・それを分かち合うことを大切にしています。

2 世代を超えて繋がること

2017年の法改正のころもそうですが、若い世代が声を上げることが社会を変える大きな力になることを実感してきました。イベントを企画する際にも、若い世代の方に話してもらおう機会をできるかぎり整えて、繋がるようにしています。そうすることでお互いが学ぶことも大きいし「なにかアクションを起こそ

う」と思ったときに声をかける仲間をたくさん作ることもできます。

3 地域から始める

先駆的な取り組みがひとつの地域や地方自治体から始まり全国に広がるというケースはたくさんあります。フラワーデモのようなムーブメント、世田谷区／渋谷区から始まったパートナーシップ制度、川崎市から始まった刑事罰付きヘイトスピーチ条例（川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例）も、地域から始まった変化です。草の根的な運動にはものすごい力があると感じています。ぜひ皆さんも、身の回りからアクションを起こしてみてください。



団体からのメッセージ

特定非営利活動法人 ウィメンズハウス・花みずき

女性への暴力NO!と、願いながら支援活動は24年目になります。暴力は身体的暴力だけではなく、「精神的な暴力」は深刻化すると健康を損ない、心身も不安定となり生活が困難になります。夫や家族から管理され生活費もギリギリで、自由の無い「経済的暴力」も重なってあります。ミルク代も不自由な母、一日1食しか食べられない若年女性等が、元気に回復するまでの支援も最近ありました。10～70代の女性や母子が暴力から離れ、安心な生活を求めています。これからも、安全な住まいと充分な食事の確保の為に、多くの方からのエールや提供品、寄付などの応援を願っています。

カラカサン ～移住女性のためのエンパワメントセンター～

カラカサンは、川崎市で移住外国人女性を支援する団体です。私たちは活動の一環として、移住女性の権利に関する政策提言を行ってきました。移住女性はすでに日本社会の一員として根付き、貢献し続けてきましたが、多くの点でその価値が認識されていないと私たちは感じています。特に、少子化社会において、移住女性が担うリプロダクティブ・ロール（出産と家族のケア）は、より重要視されるべき側面の一つです。移住女性を含む女性が他の権利にアクセスし、さらなる発展を遂げるため、私たちはこのような役割の価値と重要性を訴えていく必要があると考えています。

安心して過ごせる、すくらむ

シングル女性のための お月さまカフェ

たとえば、ひとり暮らしをしていて、誰かとおしゃべりしたい、気軽に出かけられる場所を求めている方にお勧めです(ただし、シングルマザー、支援者・見学者・取材者を除く)。

【対象】 シングル女性

【定員】 先着20名 【参加費】 無料 【予約】 不要



- 相談(健康やキャリアのお悩みや不安などについて)
- 無料ごはん ●日用品・食品配布 ●簡単てしごと etc

今後の「お月さまカフェ」の予定

11/11(土) 11時~14時30分@バサールベース(中原区)
2024/1/19(金) 17時~20時30分@カワサキ文化会館(川崎区)
2024/2/19(月) 17時~20時30分@バサールベース(中原区)

※詳細は、お月さまカフェ公式 SNS を確認ください。

イベントの最新情報は
こちらからご確認ください。

お月さまカフェ公式 SNS



X (旧 Twitter)



Instagram

くらし応援!



シングルマザーのための

もみの木フェスタ



日々生活に追われて自分のことは後回し。今後のことを考えたり、相談したい。
そんなシングルマザーの方にお勧めです。

2023

12.23(土)

12:00 ~ 16:30

おもな企画

- 無料ごはん ○各種相談コーナー
- 食品・日用品・衣料品プレゼント ○養育費と面会交流のセミナー
- こども縁日&駄菓子屋さん ○就職活動に役立つパソコン相談

【対象】 川崎市内在住、在勤、在学で、シングルマザーの方

※お子さんと一緒に参加できます。また、これからシングルマザーになるかもしれない方も参加いただけます。

※支援者・見学者・取材者はご遠慮ください。

【定員】 先着35名程度 【保育】 あり(1歳0ヶ月~就学前まで)

【参加費】 無料

【予約】 必要 11/15(水)9:00~ホームページで受付

※詳しくは、ホームページをご確認ください。



詳細はこちら



21 の「居場所」のご案内

令和 5(2023)年度 川崎市男女共同参画センター協働事業

依存症や様々な生きづらさを抱えた女性が
安心してゆくりと過ごせる場所

ユルリト

【開催期間】 2023 年 6 月 5 日～2024 年 2 月 29 日 【保 育】 あり

【開催日時】 毎週月・木曜日@すくらむ 21 【参加費】 無料



▲ 詳細はコチラ

ゆくりと個別相談

月・木 午前の部 10:30～12:00
※申込制

依存症や生きづらさについてゆっくり話を聞いて
もらいたい...気持ちの整理ができれば...
※ご家族等の相談も可能です。

依存症を抱える女性がゆくりと集う

月 午後の部 13:00～15:00

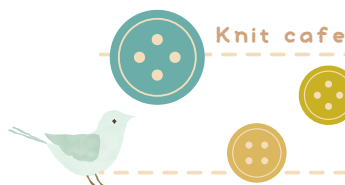
困難に遭ってきた方たちが同じ依存症を抱える女性たちと過ごして
います。「平穏に暮らしたい」「何か変えたい」「他の人の話を聞きたい」
など当事者同士で話しています。

※11/27@13:00～15:00の「ユルリト」は、ゲスト：鶴田桃工さん（NABA代表）のお話を聞いた後、ゆくりと座談会を開催します。

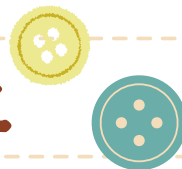
生きづらさを抱える女性がゆくりと集う

木 午後の部 13:00～15:00

手芸品を自分のペースで創作しながら共に生きやすい時間を過ごし
ています。材料や道具の用意もあるので手ぶらで参加 OK(先着 10 名)
制作中の手芸作品や愛用品の持参も OK



ニットカフェ



あまり外に出る機会がなくなっている方、人との関わりを求めている方、みんなで手を動かしながら、
日頃のいろんなことを話してみませんか？ 1 回だけの参加も可能ですので、気軽にお申し込みください。

2024 年

12/4 月・2/3 土 いずれも 10～12 時

- 【テマ】「ぼう針・かぎ針で好きなものを編もう」
- 【講師】福富 尚子さん、他 1 名（どちらもハンドメイド作家）
- 【会場】すくらむ 21 第 1 研修室（2 階）
- 【定員】各回 20 名（先着順）
- 【対象】編み物をしながらお話ししたい方（性別は問いません）
- 【参加費】無料 【一時保育】あり
- 【持ち物】編みたい色の「毛糸」とその糸に合う「かぎ針」
- 【備考】詳細・お申し込みは、適宜すくらむ 21 ホームページを
ご覧ください。



「ニット DAY」のご案内

11/15 水・1/17 水・3/13 水

いずれも 10 時～13 時 **予約不要**

参加者同士教え合ったり、自分のペース
で進めたりする会です。

※この日は講師はいません。
※毛糸と針はご持参ください。

会場：すくらむ 21 2 階 第 2 交流室

定員：先着 12 名

一時保育：なし（一緒に参加は OK）



続けるポイントは「楽しく」

9月17日、18日の2日間、神奈川県横浜市にある横浜国立大学で「ぼうさいこくたい2023」が開催されました。「ぼうさいこくたい」は、内閣府が主催で2016年に始まった日本最大級の防災イベントで、これまで東京・仙台・名古屋・広島・釜石・神戸で開催されてきました。今年は8回目の開催で、393団体が出展したそうですが、私はその中の3つの企画に携わらせていただきました。

1つ目は、内閣府男女共同参画局主催の「集まれ!防災女性職員とその応援団第3弾 みんなで語ろう!『女性の視点からの防災』」。防災部局に所属する女性職員は日本中どこでも少なく、その数少ない女性職員たちをみんなで応援しよう!という企画です。行政だけでなくいろんな立場の女性・男性が参加し、話題提供を聞いた後は班に分かれて、気になっていること、モヤモヤしていることなどを話し合いました。「女性と一括りにしても、娘・妻・母・祖母と立場はいろいろ、社会的立場もそれぞれ。男性にもいろんな立場の人がいるから、女性・男性と分けるのではなく一人一人がいいんじゃない?」そんなことをみなさんと話しました。

2つ目は、内閣府 TEAM 防災ジャパンの「みんなでモーニング・カフェ ♪女性が活躍する神奈川の防災活動」。神奈川県内で活動されている谷本恵子さん@かながわ311ネットワーク、鈴木光さん@減災ラボに登壇いただき、それぞれの活動や神奈川県内で頑張っている女性たちを紹介していただきました。私もすくらむ21での取り組みの様子を紹介しました。公式イベントが始まる前の9時半から実施しましたが、会場はいっぱい、オンラインでも約40名の参加者が集まってくださって、性別問わず関心の高さを感じる事が出来ました。

3つ目は、よんなな防災会女子部のメンバーと「よんなな女子部員おすすめ!全国のステキな防災冊子を集めました ♪ <part2>」で、日本中の女性の視点で作られ

た防災冊子を集めた展示を行いました。今年は29冊の防災冊子が集まりました。防災冊子は自治体で作成するものが多く、住んでいる自治体の冊子を見たことがあっても他所の冊子を見る機会は少ないため、昨年に続き大変喜ばれました。

3つの企画を通して感じたことは、集まって下さったみなさんが笑顔で楽しそうだったということです。悩みながら参加された方も、出展者や参加者と話をするうちに「悩んでいたのは私だけじゃなかった」「参考になりました。また頑張ります!」と笑顔になり、楽しそうに手を振って帰って行かれました。これはとても大事なポイントだと思います。

防災は、みなさんが生きている限り取り組まなくてはならない課題です。自分で対策が出来るうちは自分で頑張る必要がありますが、1人で出来なくなったら誰かに手伝ってもらいながら取り組む必要があります。怒られて取り組む勉強は楽しくないし止めたくりますが、興味があって楽しいことは、言われなくても自ら取り組みますよね。それと同じで、防災も楽しくなくては続けられません。みなさんも、ぜひ楽しみながら近所の人・遠くの人とつながり、防災を続けていただけるとうれしいです。

建設コンサルタント(日本ミクニヤ株式会社)勤務
(一社)福祉防災コミュニティ協会 事務局長兼務

防災士 上園 智美



実話に基づくストーリーでLGBTQ+やフェミニズムについて分かりやすく紹介している『パレットーク』の副編集長である伊藤まりさんより、若い世代は何に関心があって何を考えているのか、若い世代のおひとりとして、コラムにて届けていただきます。

なぜ「女性」に対する暴力撤廃ウィークなのか

29 すくらむ
コラム

【女性に対する暴力撤廃】

この言葉を聞いて、違和感を持つ人もいないでしょうか？

「暴力の被害にあうのは女性だけじゃないよね？」
「性の多様性が謳われる今、なんで女性に限定するの？」

とくに今年は芸能界の男性の性被害が注目を集め、女性以外の暴力被害の深刻さを強く印象付けられました。これまで特に性暴力やDVに関しては、〈被害者=女性、加害者=男性〉という構図がイメージされやすく、男性の被害やシスジェンダー※、異性愛者ではない人の被害が矮小化されてきました。

ようやくそうした多様な暴力の形に注目が集まってきた今日になぜ、「女性に対する暴力撤廃」をわざわざ掲げる必要があるのでしょうか。「女性が被害にあう割合が多い」と聞いたときに、その背景にぼんやりと広がる「なぜ女性の被害の割合が大きくなっているのだろう」という問いについて考えてみたいと思います。

「女性を性的に消費しても問題ない」という風潮。男女の賃金格差、育児や家事の負担が女性に偏り、キャリアを積み重ねづらい構造。「オトコは強くあらねばならない」の裏側にある「オンナは控えめに」という教育。「女性は男性よりも劣っている」という考え方。

人を「女性/男性」という2つのジェンダーに強制的に

分別し、そのカテゴリーに基づいて扱いに差をつける営みが脈々と引き継がれてきました。それは今日においてもいまだ大きな障壁や暴力として存在します。歴史的に積み重ねられた女性に対する暴力、女性だからこそ奪われてきた権利というものが間違いなく存在するからこそ、私たちはその扱いの差について批判し続ける必要があるのだと思います。また、そこから始めることによって「なぜ男性の被害はいまだに軽視されているのか」「男女二元論のなかで声を上げられずにいる人がいるのではないか」という問いにもたどり着くことができるのではないかと、とも。

女性の中の多様なあり方を念頭に起き、女性以外が受ける暴力についても視野を広げつつ、それでも「女性に対する暴力」を語る必要性。複雑で、こんがらがった糸の塊を紐解いていく作業は、気の遠くなるものかもしれません。なにしろ私たちは口が1つずつしかありませんから、1人にできることにも限界があります。

だからこそ、1人ひとりが持ついろんな口で、一緒に声を上げていきませんか？そんなことを考えながら、もう一度この冊子の表紙のイラストを見ると「女性に対する暴力」について声を上げることは、「それ以外の暴力」は存在しないと主張することでも、被害を軽視することでもない、と感ずることができるのではないのでしょうか。

※性自認(自分の性をどのように認識しているか)と、生まれたときに割り当てられた性別が一致している人のこと



伊藤まり (パレットーク副編集長)

1993年東京生まれ。早稲田大学卒業。編集ライター。大学在学中よりフェミニズム活動に参加し、署名活動やパフォーマンス、レクチャーなどを行う。ウェブメディア「パレットーク」副編集長をつとめる傍ら、ジェンダーやフェミニズムに関する執筆や講演を行う。





BOOKS



2021年8月発行
(著) キム・ジヘ
(訳) 尹怡景
(出版社) 大月書店

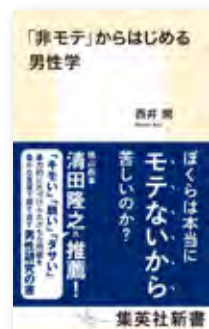
review
インターンシップ生
根岸真子

『差別はたいてい悪意のない人がする ——見えない排除に気づくための10章』

もしも「あなたは差別をする人間ですか？」と聞かれたら、きっと多くの人が「いいえ」と答えるだろう。しかし、それは本当だろうか。キム・ジヘによる『差別はたいてい悪意のない人がする——見えない排除に気づくための10章』は、著者が自身の発言に対して差別要素を含んでいることを他者から指摘されたエピソードから始まる。日々の生活における自分自身の言動はもちろん、私たちが生きる現代社会の構造、見聞きした事柄に対する反応など、日常生活の中に差別は存在する。自分の視点から見えている差別もあれば、他者の視点から見えている差別もある。

可視化されていない差別もある。あなたが普段何気なく聞き流していることも、他者にとっては差別と感じられるものかもしれない。本作では、そんな私たち自身のなかにある「悪意のない差別」を紐解きながら、多様な社会について考えを深められる1冊。

この本を通し、自分が気づけずにいる差別が山ほどあること、また、それによって「知らないうちに他者を傷つけている可能性」について考えた。冒頭の問いに戻る。あなたは自信を持って答えられるだろうか。本作を自身が認識していなかった差別に向き合うきっかけにしてみるのはいかがだろうか。



2021年7月発行
(著) 西井 開
(出版社) 集英社

review
インターンシップ生
江原優美子

『「非モテ」からはじめる男性学』

「最近女性の権利向上とか女性の生きづらさって言われているけど、男性だって辛いよ!」と思う方、そんな声を聞いたことがある方はいませんか? 本作はそんなあなたの疑問に答える、「男の生きづらさ」に焦点を当てた一冊です。タイトルにもある男性学とは、この「男の生きづらさ」に関する学問のこと。ジェンダー学という言葉は近年一般的にも広がってきましたが、男性学もそのジェンダー学の一部となります。

「男性の生きづらさ」と言っても、さまざまなものがあるとは思いますが、この本では特に非モテ男性の生きづらさを取り上げています。

「そもそも非モテ男性はモテないから苦しいのか?」

非モテ男性個人の内面の葛藤だけについて述べるのではなく、非モテ男性の歴史や非モテ男性の具体的な悩み、その苦しさにとどのような社会的構造の背景が影響しているのかについても紐解きます。そしてもちろん、それがどのように女性をはじめとするジェンダーの問題につながるのかについても鮮やかに書き出しています。モテ男性だけでなく、モテないことに悩んでいる人に、またそういう気持ちを想像し難いづらい人も含めて、すべての人に読んでいただきたい本です。



2021年11月発行
(著) 松岡宗嗣
(出版社) 柏書房

review
インターンシップ生
奥村あい

『あいつゲイだって アウティングはなぜ問題なのか?』

皆さんはアウティングという言葉をご存じだろうか。アウティングとは、「本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露すること」。

アウティングという言葉の認知度は非常に低く、当事者がその人を信頼して行ったカミングアウトに対して「たいしたことではないと思って」「よかれと思って」アウティングをしてしまうケースがしばしばあるという。その一方で、性的マイノリティの当事者にとっては、アウティングとは「命」に関わる深刻な問題である。

2015年、アウティングをされたゲイの大学院生が自死を選んでしまった一橋大学アウティング事件

を始めとして、アウティングが原因で居場所がなくなったり自ら命を絶つことを選択したりしてしまう性的マイノリティが多いのが実情。自身もゲイであり、アウティングを経験している著者の「自分は(アウティングされたとき) たまたま周りの人間が受け入れていたからこれまで生き残れたにすぎない」「アウティングとは、生と死が交差する紙一重な瞬間でもある」という言葉に、背筋がひやりとする。

「よかれと思って」アウティングをしないために、尊い命を失わせないために、手に取ってもらいたい1冊。



イキメンコラム

役割分担 2.0

5歳になる娘が、2歳の妹にお気に入りのおもちゃを勝手に使われて二言目で「もう知らないからね」と啖呵切っていました。別の日、今度はその妹が姉におもちゃをとられてやはり「もう知らないからね!」と怒っていました。これ、元はママが子どもたちを叱る時によく言っている言葉です。子どもって本当、親のことよく見ています。ここだけを見て『『もう知らない』ってすぐ言うの短気でよくないよね』とパパが言ったところで、夫婦喧嘩になりました。

そもそもママの怒りの沸点は低く、いやなにもそこまで言わなくても、としばしば思います。穏やかに話せば伝わるよ。感情的な物言いじゃなく、人間、理性と論理でわかりあえることをこそ子どもたちに伝えたい。ってネット記事の教育論ばいのでも見た気がする。それに、これでパパまで一緒に怒ったら子どもたち逃げ場が無くなってしまふよね。うん、ママが怒るのであればパパはケア役にまわらないといけないな。ラブアンドピース。というのがパパのスタンスです。

さて、情報をきちんと開示します。我が家では項目数で言えば家事育児分担は半々くらいかなと思います（パパ視点）。保育園の送迎については勤務時間帯の関係で保育園に送るのがパパ、お迎えがママとしてい

ます。流れでお夕飯を食べさせるところまではママのワンオペです。つまり日中の活動で疲れてぼーっとしていたり、集団生活から解放されて自分時間を楽しみたい幼児に、後工程まで考えて時間までにお夕飯を食べさせてるわけです。ママも一日働いて、仕事を時間内に押し込んで急いでお迎えに行ったら疲れています。子どもたちのためにと頑張ってるのに、当の本人たちは食べなかったり遊び食べしたり。おわかりでしょうか。イライラしないはずはないんです。言葉にもでます。等身大の人間ですから。

冒頭の喧嘩に戻りますが、話し合う中でママも別に毎回「もう知らないからね」と言いたいわけではないのですって。そりゃあそうだ。そもそもなんでママの叱るシーンが多くなるかと言えば、叱るべきタイミングにパパがいないから。もしパパに「もっとこうした方がいい」があるなら、批判するだけでなく、ちゃんとパパもルールメーカー、ルールキーパーとして参加する。そうすれば、ママだけが叱り役にならなくても済むんですよね。物理的なタスクの分担だけでなく、こういった分担もきちんとやっていかなきゃと思ったわけでした。

“イキメン”とは、「家庭でも地域でもイキイキと過ごすパパ」のこと。

すくらむ21では、男性を対象とした事業を「イキメン研究所」として、男性が地域に目を向ける契機（第一子誕生）ととらえて事業を行っています。2013（平成25）年度発足して10年目を迎えます。

イキメン
メンバー
募集中



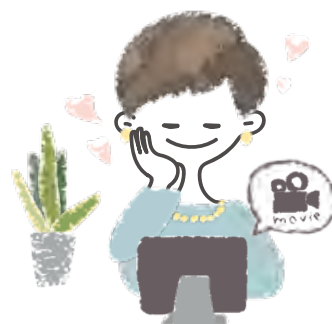
◀イキメン研究所の
活動紹介は
こちらから



◀女性の視点でつくるかわさき防災
プロジェクト（通称：JKB）との
コラボ動画はこちら

すくらむ21ではDVDも借りられること、 知っていますか？

すくらむ21では、書籍だけでなくジェンダーや男女共同参画に関連するDVDの無料貸し出しも行っています。



DVD の利用方法



- おひとり3点まで、1週間の貸し出しOK
- 第1交流室にDVDの空のパッケージが展示してあります
- 借りたいDVDのパッケージを1階窓口までお持ちください
- お手続き後にディスクを入れたパッケージをお渡しします

※お名前と住所が確認できる書類をご提示ください



DVD ラインナップ例

「マダム・イン・ニューヨーク」
「カルテット！人生のオペラハウス」
「リトル・ガール」
「60代から輝いて生きる」
「マララ 教育を求めて闘う少女」
「職場のハラスメント講座
～セクハラ・パワハラ・マタハラ～」



団体・事業所限定

困難な状況にある女性のための 支援物資の寄贈のお願い



すくらむ21のオリジナル
パーフルリボン
普及キャラクター「ハル」

受付期間

2023.11.12(日)～12.9(土)

困難な状況にある女性のための支援品を募集します！

集まった物資はセンターが事業を通じて必要としている女性たちへ配布するほか、シェルターや市内の支援団体・機関を通じて提供いたします（内閣府が呼びかける「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～25）にあわせて毎年行っております）。

※支援物資の受付方法等は、ホームページにてご案内しております。

募集している物資

- 食料品
- 日用品・消耗品
- タオル類
- 衣類
- くすり

※新品・未開封

※詳細はホームページを
ご確認ください。

